

令和2年6月4日

令和2年 第2回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和2年第2回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、5月8日の議会臨時会において、副議長に堀典義議員が選出されました。本日、新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶の至りでございます。今後とも議員の皆様とともに、市勢の進展のため、執行部も新たな気構えで、全力で取り組んでまいる所存であります。

さて、新型コロナウイルスの感染症につきましては、新規感染者数や重症者数の減少が見られたことから、5月25日に「緊急事態解除宣言」が発出されました。

市内の小中学校では5月11日からクラスを半分単位に分け、授業を実施する「分散登校」の対応をとっていましたが、5月25日から「通常登校」に戻しています。

また、5月16日から市公共施設を順次再開し、6月6日には多くの施設が原則として営業を再開することとしています。

しかしながら、依然として警戒しなければならない状況には変わりありません。引き続き、手洗いやマスクの着用、いわゆる「3密」を避けるなど、市民の皆様一人ひとりが「感染しない」「感染させない」という「新しい生活様式」を守っていただきたいと存じます。

なお、本市では現時点で新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た方はいません。このことは、議員各位はもちろん、市民の皆様、事業者の皆様が、不要不急の外出の自粛や休業要請、感染予防対策などに積極的に取り組んでいただいている成果であり、ご協力に対し心から感謝申し上げます。そして、ウイルス感染症に命がけで立ち向かっておられる医師や看護師などの医療従事者の皆様方にも、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対し、市内の事業者をはじめ多くの皆様からマスクや消毒液などのご寄附をいただいております。こ

の場をお借りして御礼申し上げます。

さて、国の緊急経済対策として、各家庭1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」と、児童手当支給対象児童1人あたり1万円を子育て世代に給付する「臨時特別給付金」が実施されることとなり、本市でも、連日各家庭への振り込みを行っているところです。

また、特に大きな影響を受けている市内中小規模事業者への支援として、売上が20%以上減少し、かつ、融資を受けている事業者に対し、10万を給付する「杵築市中小企業者事業継続特別給付金」を、そして、消費が落ち込んでいる杵築産豊後牛、花き、ハモについて、給食や市立山香病院の病院食、子ども園、飲食店等の食材に活用し、消費の拡大を図ります。

さらに、本市への帰省を自粛し、県外で不安な生活を送っている本市出身の学生の皆様に向けて、地元の農産物の詰め合わせを送る「きつきふるさと特別便」を実施します。

次に、市内の需要喚起等を図るため、「きつきV字回復プレミアム商品券」を8月に発行する予定です。市民の皆様には、給付される特別定額給付金などを活用してプレミアム商品券をご購入いただき、「わが町で消費」し、市内の事業者を応援していただくことで、本市の経済がV字回復するようご理解とご協力をお願い申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスを正しくおそれ、長期戦を覚悟する必要があります。

本市としましても、引き続き、気を引き締めて感染拡大防止に全力を挙げるとともに、今後も追加される経済対策においても、市民の皆様の安心安全な生活への支援と地域経済の早期回復や雇用の維持に向けて、限られた予算で最大の効果が生まれるように適切に対応してまいります。

それでは、今定例会に提出しました諸議案について、説明申し上げます。

ます。

はじめに、議案第76号 令和2年度杵築市一般会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費、民生費、商工費、土木費、消防費、教育費を補正するもので、補正額を2億3,923万6千円の増額とし、補正後の予算の総額を204億4,108万1千円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、コミュニティ助成事業として、西下司区のコミュニティセンター建設の経費及び北台区防災委員会が災害用資機材・備蓄物品を購入する経費として1,580万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止となりました「エビネまつり」の開催補助金65万円の減額、市内の満65歳以上の方のみで構成される世帯を対象に、特殊詐欺等防止機能付き電話機等の購入費を助成する経費20万円を計上しました。

民生費では、昨年度実施した2019プレミアム付商品券事業費の確定に伴い、国庫支出金の返還金として589万7千円を計上しました。

商工費では、旧野上家整備事業について、昨年度に完了予定であった平屋建物改修工事の残工事分と樹木剪定業務等に要する経費2,522万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止となりました「きつきお城祭り」「納涼花火大会」などに係る開催・運営経費734万8千円を減額しました。

土木費では、都市計画総務費に計上していましたが旧野上家整備事業の樹木剪定業務に要する経費を観光費に組み替えたことにより60万円を減額しました。

消防費では、消防団の退団者の増に伴う消防団員退職報償金の不足分116万8千円を計上しました。

教育費では、小学校と中学校のGIGAスクール構想実現のために情報通信ネットワーク環境整備及び児童生徒一人1台の機器購入に要する経費1億8,875万4千円、西下司区のコミュニティセンター建設に対して助成する区公民館改修補助金300万円、きつき生涯学習館のエレベーター室漏水補修工事285万6千円、山香地域の野原・広瀬地区太陽光発電事業の実施に伴い、埋蔵文化財発掘調査548万9千円を計上しました。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第77号 杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、題名を「杵築市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、情報通信技術を活用した行政の推進について規定するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第78号 公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の一部改正については、公益的法人等へ派遣された職員は、地方公務員災害補償法の対象とならず、労働者災害補償保険法の適用となるため、市職員と同様の補償額を支払うことができるよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第79号 杵築市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税におけるひとり親控除の規定の整備を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う寄附金税額控除の特例や住宅借入金等特別税額控除の特例の規定の整備を行うなど、

所要の改正を行うものです。

次に、議案第80号 杵築市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、杵築市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正において、書面等による提出方法に限らず、その他の方法についても本条例の規定を適用するよう改正することから、杵築市固定資産評価審査委員会条例の電子情報処理組織に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第81号 杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の一部改正については、7月1日に改正予定であった杵築市大田横岳自然公園の使用料を、新たに制定する「杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例」に定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第82号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例の一部改正については、7月1日からの営業時間の短縮について見直しを行いましたので、所要の改正を行うものです。

次に、議案第83号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施できることとなったことから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第84号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改

正に伴い、連携施設の確保が不要となる場合を規定するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 85 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保が不要となる場合や居宅訪問型保育の実施が可能となる場合を規定するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 86 号 杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例の制定については、杵築市大田横岳自然公園条例、杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例及び杵築市大田よこだけ「キララ館」条例の 3 条例を 1 本化し、「横岳自然公園」の管理、運営について、条例を制定するものです。

次に、議案第 87 号 杵築市学校給食共同調理場設置条例の一部改正については、8 月 1 日から杵築市学校給食センター杵築調理場と山香調理場を統合し、杵築市学校給食センターが新築移転されることに伴い、当該給食センターの位置などを改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 88 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正については、水道事業の管理者が行う給水停止の該当要件を新たに加えるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 89 号 杵築市立山香病院定数条例の一部改正については、診療報酬の改定や病床機能の変更などに応じた迅速な人員配置が行える定数に改めるため、所要の改正を行うものです。

以上、提出いたしました予算議案 1 件、条例議案 1 3 件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第 2 1 号から報告第 2 7 号について、説明を申し上げます。

まず、報告第 2 1 号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市一般会計予算のうち、諸般の事情により 1 5 億 2, 3 9 6 万 6 千円を令和 2 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第 2 2 号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算のうち、諸般の事情により 1 4 億 5 0 7 万 1 千円を令和 2 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第 2 3 号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により 1, 9 5 8 万円を令和 2 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第 2 4 号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算のうち、諸般の事情により 2, 1 8 1 万 5 千円を令和 2 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第

146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第25号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により760万円を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第26号 繰越明許費繰越計算書については、令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により3,648万8千円を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第27号 繰越計算書については、令和元年度杵築市水道事業会計予算のうち、諸般の事情により450万円を令和2年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

